

令和6年分の申告で使用する書類の発送

申告の際に、各種控除を受けるために必要な通知書や、所得金額を証明する書類などを発送します。

国保・後期・介護 納付済額通知書 社会保険料控除

問 国民健康保険税…国保年金課☎内線1364、後期高齢者医療保険料…国保年金課☎内線1368、介護保険料…高齢福祉課☎内線1324、年金…土浦年金事務所☎029-825-1170

1月24日(金)に、令和6年分国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書を発送予定です。社会保険料控除を受ける際に、資料として使用できます。

対象 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を、以下の方法で納めた方
 ▶納付書・口座振替・スマートフォン決済・クレジットカード納付(普通徴収)
 ▶遺族年金や障害年金などの非課税年金からの天引き(特別徴収)
 ※非課税年金以外の年金からの天引き(特別徴収)で納めた方は、日本年金機構などの年金支払者から送られる源泉徴収票に納付済額が記載されているため、納付済額通知書は発送しません。

国保・後期 医療費通知 医療費控除

問 国民健康保険…国保年金課☎内線1363、後期高齢者医療保険…国保年金課☎内線1370

2月上旬、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入世帯を対象に、以下の医療費通知を発送予定です。医療費控除を受ける際に、資料として使用できます。
 ※未到着分は、領収書を基に「医療費控除の明細」を作成する必要があります。

▶国保：「医療費のお知らせ」(令和6年1～10月分)
 ▶後期：「医療費通知書」(令和6年1～10月分)※茨城県後期高齢者医療広域連合から発送されます。

公的年金の源泉徴収票 所得金額を証明

問 ねんきんダイヤル：☎0570-05-1165 (自動音声)平日…8:30～17:15 (月曜日は19時まで)第2土曜日…9:30～16:00※祝日は利用できません。問い合わせの際は、年金番号の分かるものをご用意ください。

1月上旬から順次、公的年金受給者を対象に、日本年金機構から源泉徴収票を発送しています。所得金額を証明する書類として使用できます。

◆届かないとき・再交付は「ねんきんダイヤル」へ…再交付には約2週間かかります。※障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は発行されません。

ネーミングライツパートナーを募集します!

問 管財課☎内線1615

市有施設のネーミングライツパートナーを募集しています。

◎ネーミングライツとは、市有施設に企業・商品名などを含む愛称を付ける権利を指します。企業は、この権利を得るためにネーミングライツ料を支払い、市は、その料金を活用して施設の運営・サービス向上に取り組みます。

申込方法 提出書類を以下のいずれかの方法で提出

- 郵送：〒302-8585寺田5139管財課宛て
- 直接：管財課(取手庁舎3階)
- メール：kanzai@city.toride.ibaraki.jp

※要綱など詳細は、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ



提出書類 申請書や誓約書は市ホームページで入手可(各1部提出)

▶取手市ネーミングライツ事業応募申請書(様式第3号)▶取手市ネーミングライツ事業応募に係る誓約書(様式第4号)▶地域貢献などの実績と今後の計画▶応募者の概要を記載した書類▶定款、寄付行為その他これらに類する書類▶登記事項証明書▶最新の事業計画書▶直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書など)と事業報告書▶直近の市税などの納税証明書

■ネーミングライツパートナー施設の事例



常陽建設ふじしろ図書館



TAC取手グリーンスポーツセンター

■ネーミングライツパートナー募集施設一覧

施設名	所在地	最低希望金額(年)	契約期間
市民会館・福祉会館	東1-1-5	200万円	3～5年
取手図書館	取手1-12-16	100万円	3年
とがしら戸頭公民館	戸頭6-30-1	30万円	3～5年
白山公民館	白山5-1-5	30万円	3～5年
井野公民館	井野2-17-17	30万円	3～5年
藤代公民館	藤代491-1	30万円	3～5年
取手緑地運動公園	利根川河川敷	180万円	3～5年
とがしら公園	戸頭8-1-2	80万円	3～5年
ゆめみ野公園	ゆめみ野4-3	80万円	3～5年
宮ノ前ふれあい公園	戸頭字宮ノ前50他61筆	50万円	3～5年
向原公園	西1-123-21、1-123-22	30万円	3～5年
桜が丘近隣公園	桜が丘2-18	30万円	3～5年
サイクルステーションとりで	中央町2-17	30万円	3年

※契約期間は変更となる場合があります。

■募集期間と選定(優先候補者の決定)時期

募集期間	選定期期
1～4月	5月
5～8月	9月
9～12月	1月

注意

取手市ネーミングライツ事業実施要綱第4条第1項の各号に規定する業種または事業者は、ネーミングライツパートナーになることができません。詳細は要綱をご確認ください。

ネーミングライツ事業「施設提案型」の募集をします

ネーミングライツ事業で、新たな施設の導入に関する事業者からの提案を募集します。

問 管財課☎内線1615

◆施設提案型とは

市があらかじめ施設などを選定するのではなく、事業者が愛称を付けたい対象施設を選び、希望する契約金額や期間を提案することができる制度です。

申込方法 提出書類を以下のいずれかの方法で提出

- ▶郵送：〒302-8585寺田5139管財課宛て
- ▶直接：管財課(取手庁舎3階)
- ▶メール：kanzai@city.toride.ibaraki.jp

提出書類 取手市ネーミングライツ事業対象施設提案書(様式第1号)

募集期間 随時：受け付け後、翌月に提案内容を審査し、結果を通知します。

注意

すでに市が提示している施設は、対象外です。提示している施設以外の公共施設をご提案ください。

ネーミングライツ事業の詳細は、市ホームページをご確認ください

